

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年7月12日（金）13時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☐ 欠席☒

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☐ 欠席☒

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 許可外転用について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員

小坂 竜一

署名委員

今井 清弘

議長 ただ今から、令和6年第7回農業委員会総会を開催します。本日、田熊委員と野坂委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 許可外転用について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、一点議案内容の訂正がございます。1ページ目の目次内の、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」のところで、理由の欄に「新規就農」とありますが、正しくは「経営規模拡大」となりますので、修正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北東2.4kmに位置する農用地及び第一種農地です。位置は3条－1で示しています。取得目的は経営規模の拡大で、利用計画については、季節野菜及び梅、柿等の果樹の栽培です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 譲受人の住居の隣に土地がありまして、譲渡人の土地をずっと管理しておりましたけれども、譲渡人の方が高齢になって土地を買って欲しいとの要望が出たため、取得するもので、問題はありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南西1.7kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への案内配布を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、隣接する地権者への説明もしてあり、道から、ネットフェンスを下げたて設置する計画でありますので、別に問題はありません。

南委員 県道より下の方の地域は圃場整備をしております。県道より上の方は農振地域ではありませんので、問題無いと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番

は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東1.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

本案件は先月の総会で保留になった案件で、転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。先月保留になった理由としては、当初進入路として想定していた道が私道であり、その所有者との調整がつかないということでした。したがって、7ページにも記載しているとおり、令和5年7月21日に一時転用済みの土地を、進入路として使用する計画に変更するとのことで、使用については地権者及び一時転用者である事業者との間で調整が済んでいることを確認しております。また、太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への案内配布を済ませていることを確認しておりますので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。時廣委員は初めてですから、先に重森委員、お願いします。

重森委員 この土地は現在荒れておりまして、ガマの生息地になっております。奥側も荒れておりまして、大体みなこの辺は太陽光発電になっておりまして先ほど申されましたが後のメンテナンスの時は〇〇さん宅の方の赤線から入って維持管理をしていくということですので問題はありません。

時廣委員 地権者と事業者との調整も済んでおるようですし、工事が終わってからの道も確保されているということでいいかと思えます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「報告第1号 許可外転用について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南1.6kmに位置する農用地です。位置は許可外-1で示しています。

転用目的は、農業用倉庫の建築です。転用後は、農機具置場及びモミすり、畑作物の作業場として利用予定とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

重森委員 ここは現在本人が維持管理をしております、3月にこの土地を買いまして、今現在他の圃場で新規で米の方をやっておりますので農業用倉庫を作っても問題無いと思います。

時廣委員 特に問題無いかと思われま。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれを受理したといたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和6年第7回田布施町農業委員会総会を閉会します。